

岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月12日(月) 午前9時30分～午前11時20分

2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室

3. 出席委員

●農業委員9人

会	長	山	本	淳 (14番)
委	員	2番	大森	正良
		3番	上田	陽一
		4番	藪内	孝博
		6番	米村	進司
		8番	寺尾	孝則
		10番	賀山	圭子
		12番	山本	一美
		13番	飯野	幸義

●農地利用最適化推進委員4人

15番	横田	光男
17番	河本	俊一郎
19番	藪田	俊博
20番	上田	芳夫

4. 欠席委員(6人)

1番	福石	幸生
5番	上根	慶万
9番	岸本	利博
11番	北村	凱男
16番	宮本	裕澄
18番	小谷	幸次

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

2番 大森 正良

3番 上田 陽一

日程第4 報告事項

①前総会(8月10日)のてんまつ

②農地法第18条第6項の規定による通知について

③認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について

日程第5 議事

①議案第1号 農地法の適用を受けない土地の認定について

②議案第2号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定
について

③議案第3号 令和4年度農用地利用集積計画第6号について

④議案第4号 令和4年度農用地利用配分計画第6号について

日程第6 その他

①令和4年度利用意向調査について

②全国農業新聞について

③中間保有地再生利用計画について

④農業・農地に関する課題「農業用施設等の老朽化対策について」

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	飯野健治
局長補佐	前田悟史
主任	西川恵

事務局	<p>そういたしますと、ただいまから令和4年度第6回総会を開催いたします。</p> <p>コロナウイルス感染症拡大防止ということで、農業委員会憲章の唱和につきましては割愛をさせていただきます。</p> <p>まず、本日の総会の成立についてでございます。</p> <p>本日の出席委員は13名中9名ということで、岩美町農業委員会会議規則第6条によります定足数に達しておりますので、総会の成立を報告させていただきます。</p> <p>なお、1番福石委員、5番上根委員、9番の岸本委員、11番北村委員、それから16番宮本委員さん、18番の小谷委員さんより欠席のご連絡をいただいております。ご報告をさせていただきます。</p>
事務局 会 長	<p>では、山本会長からご挨拶をお願いします。</p> <p>皆さん、おはようございます。</p> <p>稲刈りの関係で、この時間帯に開催することにいたしました。お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>せんだつての台風11号での被害は、場所によってでしょうけども、結構倒れたところもあるんじゃないかなという話を聞いておりますが、収穫のほうに影響がなければなというふうに心配しておるところであります。コロナも何とか数のほうは少なくなったようでございますけれども、まだまだいろんなことができない状況です。我々一人一人が注意して生活していかなきゃいかんというふうに思っておるところであります。</p> <p>そういうことで、台風も影響ないように、豊作であることを願いながら思っております。よろしく願いいたします。</p>
議 長 議 長	<p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>議事録署名委員ですけれども、こちらのほうで決めさせていただきますてもよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>2番の大森委員さんと3番の上田委員さん、お願いをいたします。</p>

議 長

それでは、報告事項に入らせていただきます。

前総会のでんまつ、農地法第18条第6項の規定による通知、それから認定電気通信事業者の行う中継施設の設置に伴う農地転用について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、まず報告に入らせていただく前に、本日お手元に資料を配付しておりますのでご確認をお願いいたします。

1つが農地法第3条の規定に関する審査基準といった資料、それから2点目が令和4年度の利用意向調査について、3点目全国農業新聞の普及目標の設定について。以上3部、資料を配付させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、報告事項1から3につきまして、西川主任が説明をいたします。

事務局

そうしますと、資料の3ページ、前総会、8月10日のでんまつです。

1つ目は、非農地証明ということで、大谷地内の2件4筆、浦富地内の1件1筆の土地について、非農地証明申請についてお諮りしました。承認していただきましたので、8月12日付で非農地証明を申請者に送付しております。

それから、2つ目ですけれども、5条、1件1筆ということで、大谷地内の畑に関する墓地建築を目的とした転用についてお諮りしました。承認いただきましたので、8月12日付で県の東部農林事務所のほうに進達しております。それから、資料送付に間に合わなかったので知事許可降の記載がないのですが、その後、資料送付後に、9月2日に知事のほうから許可が下りまして、9月6日に受付をしております。それから、当日付、9月6日付で譲受人と譲渡人に送付しております。知事許可が9月2日、農委受付が9月6日、送付も9月6日ということで記入をお願いします。

それから、3つ目ですけれども、農用地利用集積計画第5号ということで、5件11筆の申出についてお諮りしました。決定いただきましたので、8月12日付で町のほうは農用地利用集積計画を報告しております。

それから、最後4つ目ですけれども、農用地利用配分計画第5号ということで、町から意見を求められました農地中間管理事業に係る17件104筆についてお諮りしました。計画について特に意見ございませんでしたので、意見なしという形で、8月12日付で町に回答しております。

それから、次のページですけれども、農地法第18条第6項の規定による通知についてということで、今回解約通知を受理したものが4件9筆となっております。

番号1番から8番は、それぞれ****さん、****さん、****さんですけど

も、高齢化によって耕作をやめたいということでの解約です。この後の配分計画でそれぞれ****さん、****さん、あと****のほうへ配分予定です。

それから、番号9番は、以前は****さんが耕作していた圃場ですが、水が当たりにくいというような田んぼだったために、次に耕作してくれる方を探していましたが結局見つからず、やむなく今回本契約のほうを解除するというものです。

それから、次の6ページですが、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用についてということで、このたび2件の申請通知がありました。この携帯電話の無線基地局については久しぶりに出てきているんですけども、農地法の施行規則第53条第14項の規定によって農地転用許可が不要とされています。ただ、事前に県の農地担当部局、岩美でいうと東部農林事務所になりますけども、こちらのほうへ事業者のほうから報告することとされておりまして、その報告があつて岩美のほうに通知があつたというものです。

1件目ですが、設置される場所は岩美町大字洗井****、登記地目は田です。所有者は、岩美町洗井の****さん。届出人は、****さんです。面積54平米のうち1.44平米を転用して、高さ約15メートルの携帯電話の無線基地局を設置するものです。資料1の1ページのほうに場所と、それからページ2のほうにはイメージ図を添付していますのでご確認ください。

それから、2点目ですが、設置される場所は岩美町大字小田****番、登記地目は畑です。所有者は、岩美町小田の****さん。届出人は、****です。面積91平米のうち1.44平米を転用して、高さ約15メートルの基地局を設置するものです。こちらについても、資料1の3ページに場所、それから4ページのほうにイメージ図を添付しております。ご確認ください。

報告については以上です。

議長

報告事項の報告が終わりました。
何か意見、ご質問がありましたら。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、議事のほうに入らせていただきます。

議長

第1号議案「農地法の適用を受けない土地の認定について」、事務局、説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第1号「農地法の適用を受けない土地の認定について」。

下記のとおり非農地証明申請書を受理しましたので、申請の土地は現況が農地法に規定する農地以外の土地であることの認定を求めます。

西川主任より説明をさせていただきます。

事務局

今回は2件4筆の非農地証明申請書が提出されております。

1件目ですけれども、1-1と書いてあるのですが、申請者は岡山市の**
さんです。申請地は、大字岩井**。登記簿上は畑となっていますけれども、現況は墓地となっております。面積は380平米です。大正時代から墓地として利用しているとのことで、証明のほうは山本一美委員にいただいております。

資料2の1ページ、赤く囲っている部分が申請地です。****というお寺の隣です。

2ページ目のほうに現況の写真を添付しています。墓地が写っていますがここが大正時代からあったものということです。

それから、2件目ですけれども、3筆ありまして、申請者は北海道の****
さんです。申請地は、大字恩志****、****、****の3筆です。登記簿上は全て畑ですけれども、現況は山林となっています。面積は、それぞれ284平米、105平米、152平米です。周辺の山林と一体化して竹林が繁茂し山林化しているとのことで、証明は藪内委員にいただいております。

資料2の3ページの地図と、それから裏面、4ページのほうに現況写真を載せています。竹林となっております。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

質疑を求めたいと思います。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議長

それでは、ないようですので、採決のほうをさせていただきます。

第1号議案の「農地法の適用を受けない土地の認定について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成でございますので、承認されました。

議 長

それでは、引き続きまして議案第2号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

続きまして、議案第2号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について」。

農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積について、委員会の承認を求めます。

西川主任より説明をさせていただきます。

事務局

今回、空き家付随農地、それに係る別段面積の設定について、1件2筆の申請を受理しています。この空き家付随農地に係る別段面積については、昨年もこのような時期に2件あったところです。久しぶりになるので、改めてとなりますけども、説明をさせていただきたいと思います。

本日配付しました農地法第3条の規定に関する審査基準というものの第2、審査基準の(3)、ここに岩美町空き家活用情報システム事業に登録している空き家に付随する農地の場合というところで定めていますけども、岩美町の企画財政課のほうが担当課ですけども、そちらが実施してまず空き家の登録システム、そちらに登録している空き家、その空き家に付随する農地で、かつ譲受人の当該農地取得後の耕作面積が法第3条第2項第5号の規定に基づき設定した別段の面積未満の場合、つまりこれは今回本庄なので下限面積が10アール以上ということになってますけども、それよりも、取得したい農地プラス自分が今現在持っている農地が10アールより少ない場合は、今回の別段の面積及び区域の設定申請書というものを出して、面積を下げるという申請を行わなければならないというようなところに基づいて、今回の申請が出てきているところです。今回、この案件を許可いただきましたら、流れとしましては来月の総会で3条申請の審査になります。今月は、ひとまず別段面積を下げるというような申請、審査になります。

そうしますと、具体的に入っていきますけど、資料3のほうを御覧いただきたいんですけども、このたびの申請は岩美町本庄の****さんという方が、空き家バンクを通じて恩志****の住居を購入予定です。この住居に付随する畑があるということで、場所については資料3の2ページです。青い部分が空き家バンクに登録の住居で、****さんが購入予定の住居です。この住居の東側と、南西にちょっと小さいんですけども農地があるということです。こちらを取得するために、今現在、****さんは農地を持っていらっしゃるらないので、別段面積を設定する必要があるというところで申請があったところです。

議案書の10ページのほうに戻りますけども、ひとまずまだ申請者とし

ては現在の所有者である***さんという方、先ほど非農地証明も出てましたけども、北海道の****さんから申請が出ております。申請地については、先ほど地図でも確認しましたが、恩志****と****です。****のほうが大きいほうの東側のほうの畑地です。それから、****のほうが小さいほうの畑となっています。面積は****が510平米、****は38平米となっております。

今回の譲受人については、夫と子供2人で大阪から3年前に同じく空き家バンクを通じて本庄の一軒家を借りて今現在は住んでおられるそうです。もともと大阪に住まれているときから棚田オーナーの事業で岩美町に来たりして、岩美町に移住してからもその借りている本庄の空き家に付随する畑で家庭菜園をしたりしておられるそうです。旦那さんについては、狩猟免許を取得して、狩猟もしているそうです。

第3条の申請の正式な議案については、先ほども申しましたけども、今回の別段面積の議案が通ってから来月審議することとなりますけども、今現在で提出されている案に基づいて、譲受人の状況について説明したいと思います。

資料3の1ページですけども、農地法の要件のほう、全部効率要件ですけども、現在は耕運機を1台、これは借りているものだそうですけども、耕運機を1台とあと軽トラックを1台持っておられるそうです。それから、常時従事要件ですけども、本人が200日、それから夫が年間200日従事されることとなっております。お二人とも看護師さん、介護士さんということで日中は働いておられるので、勤務前後の朝夕とお休みの日に畑の作業をするというような形になるようです。それから、下限面積ですけども、今現在農地は持っておられませんが、今回の農地面積548平米、5.48アールが下限面積となります。ちなみに、先ほど申しましたけども、通常では本庄地区は10アールとなっております。それから、最後、周辺、地域との調和ですけども、地域での除草作業等に参加し、地域との調和に努めるとのことです。

それから、次は岩美町農業委員会の基準のほうですけども、継続して耕作のほうについては誓約書を出していただいておりますし、通作距離については居住予定の住居に隣接しています。

申請地の現状と今後の予定ですけども、現在は一部に果樹を植えている以外は休耕されています。今後は耕起して野菜を栽培予定とのこと。

今現在は、まだここには住んでおられないんですけども、結局この申請と来月の申請が許可されて、畑も家も合わせて同時に購入をするということで、合わせて購入ということで、来月の許可が下りたらこちらに住まわれる予定だそうです。

説明のほう、以上になります。

議 長

事務局の説明が終わりました。
質疑を求めたいと思います。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決のほうをさせていただきます。
議案第2号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成ですので、承認をされました。

議 長

それでは引き続き、議案第3号に入らせていただきます。
「令和4年度農用地利用集積計画第6号について」、事務局、説明をお願いします。

事務局

続きまして、議案第3号「令和4年度農用地利用集積計画第6号について」。
別紙、令和4年度農用地利用集積計画の利用権設定について、委員会の意見を求めます。
西川主任より説明をさせていただきます。

事務局

資料のほうは12ページです。
今回の集積計画では、利用権設定1件の設定を求められています。機構への貸付分となっております、13ページのほうに各筆明細を載せております。
賃貸借によるもので、1件3筆5,644平米となっております。
今回の案件について審査しましたところ、基盤強化促進法第18条3項の要件に該当するもので、適当であると考えております。
説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。
質疑応答を受けたいと思います。おられましたら挙手をお願いします。
ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長	<p>それでは、ないようですので採決をさせていただきます。</p> <p>「令和4年度農用地利用集積計画第6号について」、賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(多数挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございました。賛成多数で承認されました。</p>
議 長	<p>それでは、引き続きまして第4号議案「令和4年度農用地利用配分計画第6号について」、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、続きまして議案第4号「令和4年度農地利用配分計画第6号について」。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画の案について岩美町長より協議がありましたので、委員会の意見を求めます。</p> <p>西川主任より説明をさせていただきます。</p>
事務局	<p>15ページ以降にこのたびの配分計画の各筆明細を載せております。今回は20件142筆、23万3,370平米について意見を求められております。</p> <p>説明のほうは、以上となります。すいません。</p>
議 長	<p>それでは、農地利用配分計画について。該当の委員は退席願います。</p>
議 長	<p>1番の****の配分について、質疑を求めます。ありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決をさせていただきます。</p> <p>****の配分計画について、賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございました。全員賛成です。</p>
議 長	<p>それでは、引き続きまして2番の****の配分計画について、ご意見、質</p>

疑がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、2番の****の配分計画について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でありました。

議長 それでは、次に9番の****さんの配分計画について、ご意見、質問がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、9番の****さんの配分計画について、賛成の方の挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

(多数挙手)

議長 では、賛成多数です。

議長 続いて、私名義でございますので、お願いします。

(山本会長退席)

13番

議長

(職務代理)

それでは、議長を交代させていただきます。

17番の山本さんの配分計画について、何かご意見ありますか。

(質問、意見なし)

議長

(職務代理)

賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

議長

(職務代理)

賛成多数でございますので、許可されます。

	(山本会長着席)
議長 (職務代理)	賛成多数です。
14番	ありがとうございました。
議長 (職務代理)	じゃあ、議長を代わります。
議長	それでは関係者以外の分をまとめて上程させていただきますが、よろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	ご意見、ご質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。
	(質問、意見なし)
議長	では、ないようですので、採決のほうをさせていただきます。 今上程しました方々の配分計画について、賛成の方の挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございました。皆さん賛成でありましたので承認されました。 それでは、以上が議案です。
議長	議事は全て終了しましたので、引き続いて日程6番のその他に移らせていただきます。 事務局のほうでお願いします、ありましたら。
事務局	①令和4年度利用意向調査について ②全国農業新聞について ③中間保有地再生利用計画について ④農業・農地に関する課題「農業用施設等の老朽化対策について」

議 長

それでは、次回の日程を調整させていただいて、10月11日の火曜日9時半からということをお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

どうも今日はお忙しい中、ありがとうございました。